

平成23年度 第2回 新潟市障がい者施策推進協議会会議録（要旨）

○日 時：平成23年9月7日（水）午後1時30分～

○会 場：新潟市役所第1分館1階 1-101会議室

○出席委員：14名（欠席委員1名）

関係課：児童相談所，こころの健康センター，各区健康福祉課長

事務局：福祉部長，障がい福祉課長

○オブザーバー：新潟市障がい者地域自立支援協議会会長

1. 開会宣言

2. 福祉部長挨拶

（司 会）

本日の委員の出席状況でございますが、山本委員からの欠席の連絡がございましたが、遁所委員につきましては1時間ほど遅れるという連絡が入っております。15名の委員の家、現在、13名の委員が出席されておりますので、過半数を超えておりますので、新潟市障がい者施策推進協議会条例第5条第2項の規定により、この協議会が成立していることをご報告いたします。

議事の前に、委員の変更がありましたので、ご紹介させていただきます。小島委員から都合により委員をお辞めになりたいとお申し出があり、新たな委員として、にいがた温もりの会の理事、柏純子さんをお迎えしております。どうぞよろしくお願いいたします。

また、今回は、会長からオブザーバーとして新潟市障がい者地域自立支援協議会会長の山賀亮様にご参加いただきたいというお話をいただきましたので、本日、お越しいただいております。

なお、新潟市障がい者施策推進協議会条例第5条第4項の規定において、協議会が必要と認めるときは、会議の関係者の出席を求め意見を聞くことができると定められていることを申し添えます。

それでは、これより、議事に移らせていただきます。議事につきましては、会長より進行をお願いいたします。

3. 議事

（1）次期障がい者計画・障がい福祉計画策定について

①現計画の振り返りについて

(島崎会長)

島崎でございます。今日は、新しい委員が来られました。それから、自立支援協議会の山賀会長にご参加いただきまして、第2回の推進協議会、ご忌憚のないご意見等をいただきながら、少し長い時間になってまいりますが、ご協力いただいて、時間どおりに進めることができたらと思っておりますので、ご協力、どうぞよろしく願いいたします。

まずはじめに、塚野委員と熊倉委員から、第2回新潟市障がい者施策推進協議会へのご意見を頂戴いたしました。先ほど、資料の説明のところでありましたが、配付させていただきましたので、ご覧いただければと思います。塚野委員、熊倉委員のお二方からは、関連する議題のところでご発言をいただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。それから、山賀会長には障がい者計画や福祉計画については、新潟市の地域自立支援協議会と連携しながら、両輪として計画の推進策定に向き合うことということで、計画の中にも記載されているところですが、今後、これまで連携ということをお願いすることがあまりなくて、私のほうでも遅きに失した感があるのですけれども、今回から、今後の策定に向けて自立支援協議会と連携しながら、情報を共有しながら、また、課題を共有しつつ協議しながらいい計画づくりをしていけたらと思っておりますので、どうぞ皆様のご理解をいただいてご出席についてご了承いただければと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、次第に従いまして議事を進めさせていただきたいと思っております。

(岩崎委員)

会長、議事に入る前に、一言お願いがあるのですけれども、よろしいでしょうか。

(島崎会長)

どうぞ、お願いいたします。

(岩崎委員)

実は私は今日、急に、うちの事業所の関係で1時間ほどで退席しなければいけないので、申しわけありませんが、よろしくお願いいたします。

そのような中なのですけれども、先般、塚野委員から、新潟日報に7月16日付で「私の視点」ということで記事が出たわけですが、これについて、今日の議事を進めるに当たりまして、こういうものが出たということについて、言論の自由、出版の自由ということもあるのですが、ただ、私ら委員がいる中で、いろいろな意見、推進協議会のさなかにこういう公の記事が出たということで、その意図といいますか、それについて、塚野委員から一言、どういう意味があってこの記事を出されたのかを聞いてから今日の議事に入らせていただければと思います。単なるつぶやきなのか何なのか、お願いしたいと思っております。

(島崎会長)

申しわけありませんでした。岩崎委員のおっしゃるとおり、第1回の推進協議会以降、塚野委員から新潟日報に投稿があったということで、それは委員の皆様の方ではご覧になって、あるいはご確認されているでしょうか。新潟日報ですので、ご覧になっていない方もいらっしゃるということなのですが、事務局、内容について、今、岩崎委員から塚野委員にこの意図とお考えについてお聞きしたいということでしたので、その内容とお考えについて、塚野委員からお話いただくということでよろしゅうございますか。見ていらっしゃらないということであれば、コピーをすぐ刷るとするのは難しいかもしれませんが。塚野委員から、簡潔にお話しただければと思います。

(塚野委員)

投稿を読んでいただいて大変ありがたいと思います。

私の意図は、社会福祉審議会のときにも公募委員として採用させていただいて出ているのですけれども、障がい者関係の附属機関、新潟市のものは1回だけではなくて何回か傍聴させていただいております。だから、あれはここの協議会だけの印象ではないのです。どうも、附属機関が全体的に形骸化しているような気がしてならないのです。この協議会についても役に立っているのかどうなのかという疑問はありました。私たち委員の一人一人が本当に役に立っているのだろうか、本当に役に立つための附属機関にするにはどうしたらいいのだろうかということを考える必要があるのではないかと考えております。

社会福祉協議会のときにも、第1回の委員で出まして、やはり同じく「私の視点」に感想を投稿したら採用されて、載っているのです。それで、特にあそこに載って反響があるわけではないのですけれども、電話などでも同じように公募委員の、私も公募委員なのだけれども、私も同じように感じておりますという意見がありました。私も委員でありながら委員の中のことについていろいろ公的なところに投稿するというのは決してよいことではないと思っておりますけれども、しかし、あそこに書いてある内容そのものについては、私はそのとおりに感じております。

(島崎会長)

ありがとうございました。

今、お配りするというので、ありがとうございます。

(岩崎委員)

よろしいですか。

(島崎会長)

では、岩崎委員から、どうぞ。

(岩崎委員)

塚野委員から正直に述べられているということなので、確かに、言わんとすることは何となく私も分かる部分はたくさんあります。ただ、この協議会を進めている中で、読み手はいろいろな方がいるわけですから、形骸化しているというような、何となく言わんとしていることは分かるのですが、ただ、委員がお人形さんであるわけでもないですし、最後のほうに、いわゆる全国の自治体の中から優れた計画を参考に、新潟市の実情を加味して作成すればいいというのは私は少し乱暴かなと思うのですけれども、正直な意見として私は受け止めますけれども、そういう意味では、私たちももう少し活を入れて活発な議論をしていく会にしていかなければならないと私も反省しておりますけれども、これだけの委員の皆さんが忙しい中時間を割いてきちんと意見を皆さん述べられていますし、受け手によってはそんな意味のない会議をやっているのかと、これができたときに、あの計画は本当に形骸化した中で作られたのだというように本当に思われるのかと思ったら、私は委員として存在価値がないような気がしたのです。公の、我々はその査定をするに当たってここにいるわけですから、もう少し慎重に意見を述べていただきたいと感じたものですから、今日の協議会を進めるに当たりまして、少し意見を聞きたかったということです。

(島崎会長)

ありがとうございます。

お手元に、今、お話にありました塚野委員の新潟日報への投稿記事のコピーが配付されたと思いますが、お読みいただければと思います。私もまとめ役の立場で読ませていただいて、形骸化することの内容に、やはり、部長のお話にありましたように、障がいのあるなしに関わらず、住んでいてよかった、暮らしてきてよかった、生きていてよかった、それを継続的に思えるような新潟市をどう作っていくのかということを生懸命、皆でそれぞれの立場で意見を出し合って作っていくことが大事だろうと思っております。そういう意味では、本当に必要なところと連携を取りながら、課題を共有しながら、それをどうやったら施策を立ち上げる形で解決していけるのだろうかということ考えていければと思っております。大事なところを岩崎委員からご発言いただき、また、塚野委員からご説明いただいて、それぞれ、思うところを出し合えてよかったと思っております。また、それぞれ感じるところがありましたら、また塚野委員とお話しいただければと思います。こういうことも踏まえつつ、また、9月7日付で、あるいは第1回推進協議会の意見についても、それと共通するような部分でのご意見も書かれてありましたので、そういうことも構成委員の中の感じ方、お考えとして踏まえつつ、受け止めつつ、やはり、いい計画づくりをしていけたらと思っております。

今日は、特に、現在の計画の振り返り、評価をして、現状と課題を明確にし、それを次期計画にどのように反映させていくか、あるいは、具体的な施策としてどのような施策を作って取

り組んでいったらいいのか、行政だけではなく、事業者、あるいはそれぞれの立場で考えていければと思っております。今日の協議会の内容を踏まえて、次回、計画の骨組みをまた継続的に議論していけたらと思っております。このようなことで進めさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。なかなかまとめきれない会長で、ご迷惑、ご面倒をおかけいたしますけれども、よろしく願いいたします。

それでは、次第にありますように、議事の（１）次期障がい者計画・障がい福祉計画策定について、現計画の振り返り、障がい者計画と障がい福祉計画の両方について、それぞれ振り返りをするということにしていきたいと思っております。前回、審議時間が短くて、委員の皆様にご発言いただけなかったところもありましたので、第１回協議会の内容について、追加意見を願っております。それが資料として入っておりますので、まず、その説明をしていただいて、議論に入っていければと思っております。

事務局からご説明をお願いいたします。

（事務局：大倉）

障がい福祉課管理係大倉と申します。

資料１をお配りさせていただいております。こちらにつきましては、今、会長が申しあげられたように、前回の協議会のあとに皆さんにお問い合わせをさせていただいて、意見を野村委員と塚野委員から頂戴しましたので、それを委員の皆さんと共有する必要がありましたので、本日、提出させていただいたところでございます。

（島崎会長）

ありがとうございました。

この中で、野村委員からいただきましたご意見につきましては、次第のところ、三つ目で具体的に協議させていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

先ほどから申し上げておりますけれども、忌憚のないご意見、積極的なご発言をいただきながら、充実した、いい計画づくりに向けた審議をしていきたいと考えております。資料１の意見を参考にしながら、本日の会議にも、どうぞ積極的に活発にご発言いただければと思っております。

議事の１新潟市障がい者計画・障がい福祉計画の振り返りについて、資料２、資料３に基づいて、事務局からご説明をいただきたいと思っております。

（事務局）

資料２、資料３についてご説明申し上げます。

資料２に記載してありますのは、現計画で掲げた項目があります。それらの内容、それからそれに対する評価及び課題。また、先日行ったアンケート調査で寄せられた障がい当事者からのご意見、ご要望。さらには、新潟市障がい者地域自立支援協議会の事務局として認識をして

いる課題。そして、それらを踏まえて、次期の計画での考え方というように、左からそういう順で書いてありますが、それを記したものであります。

資料3のほうですが、障がい者計画の各項目を行うために実施する新潟市の細かな事業についての実施状況を記載した資料となりますので、資料3については適宜ご覧いただきたいと思っております。

資料2の項目を中心に説明させていただきますので、資料2をご覧ください。第1次、今の計画ですが、新潟市障がい者計画における施策の方向性と現在の状況ということでまとめさせていただきました。項目は、1番の地域生活の支援から順番になっておりますが、相談支援体制の充実という部分について申し上げます。評価の欄を見ていただきたいのですが、全国に相談支援事業所を配置しまして、なお、また4区に、これは今年の10月からになりますけれども、障がい児支援コーディネーターを配置することにより、身近なところでの相談の情報、こちらの体制を敷きました。また、地域自立支援協議会全体会・運営事務局会議・区自立支援協議会・部会などを設置することで、地域に関するネットワーク構築、それから困難事例の対応について、定期的な協議を行いまして、相談支援事業を効果的に実施したということでありませう。

一方、課題的なものを黒丸にして記載しておりますけれども、職員や相談員のさらなる資質向上が必要になると思っておりますし、業務の効率化のため、区役所や関係部署等の業務分担の見直しや連携をさらに深める必要があると考えております。

また、相談支援の充実という部分で、アンケートからは、専門性の高い職員による相談支援ですとか、一つの窓口でさまざまなことに応じてくれる相談支援というものが期待されていることが伺えます。

また、この件に関しまして、今後、来春からですけれども、サービス利用計画作成対象者が広がるということがございますので、そのあたりもどのように担っていくかという課題もあるということをお自立支援協議会から課題にあげさせていただいたところです。

また、それらを踏まえた次期計画の考え方なのですが、繰り返しになりますが、専門性の高い職員の相談の要望がありますので、そういった能力の向上に努めるとともに、各区役所や関係部署との連携を深めて対応していく必要があると考えております。

1番地域生活の支援の(2)在宅サービスの充実につきましては、一つ、移動支援の事業という部分で、平成22年度より拡大といいますか、改善を図ってサービスを向上した部分がございます。そういうところでは評価しており、また、されているところです。

一方、短期入所の利用者の数、それから利用日数等も増加している状況がありまして、長期の利用による受入不足ですとか、一方で、医療行為を要する重度者の受け入れ先の不足という

ことがずっと課題として残っています。また、グループホームの数も不足しておりますので、いかにそういうものを増やすかということが課題と認識しております。

また、在宅サービスの充実の部分でのアンケートからなのですが、新たに住まいの場として利用するサービスですとか、外出時に利用するサービスを利用したいという意見は多くございました。

また、この部分で移動支援を申しあげましたが、地域によっては移動支援を担う事業が足りていないという状況もありますので、それらを踏まえまして、いろいろな部分のサービス提供の基盤の整備、充実、また、質の向上に努める必要があると考えております。

2ページに行ってくださいまして、(3) 経済的な支援の部分です。こちらは、一つは、各種手当の制度周知を図ってきました。

また、やってくる中で拡大した部分については、施設通所費の助成というものがあるのですが、これを上限の距離制限、合併して広くなったという方におかれまして、距離制限を撤廃し、負担軽減を図っております。また、現計画を作るときにはなかったものとしては、人工透析患者の通院費の助成も開始しております。

一方、これはこちらの事情になりますけれども、重度心身障がい者医療費、いわゆる県の補助金がなくなったため、市の財政的な部分では負担が増していくという部分があります。

この部分に関してのアンケートでは、医療費の部分がどうかということはあるのですが、全体的なお答えとしては、経済的負担の軽減をもっと望むという意見を頂戴しております。

なお、市独自の軽減策ということで、課税世帯の方についても市独自の軽減をやっておりますし、今後につきましても、そういった対策によって負担軽減に努めていく必要があると考えております。

次に、(4) サービス基盤の充実です。これらにつきましては、自立支援法の新事業体系への移行は順調に進んでいると。しかしながら、先ほども出ましたけれども、短期入所利用者、それから重度者の受け入れ、さらにはグループホームの受入という部分が足りていないという認識でありまして、それらを増やしていくというのが課題だろうと思っております。

また、これに関するアンケートからですが、将来、施設入所を希望している方が在宅の方で16.8%おられたと。また、18歳未満の中では、家にいながら35%の方が福祉サービス事業を利用したいという状況になっております。

また、重度心身障がい児の部分では、医療行為を要する方のサービスの場が少ないということが課題として認識がありまして、これもそうですが、とにかくにもサービス基盤、提供基盤の充実、整備、質の向上が必要だと考えております。

次のページに行きまして、(5) 地域生活を支える人づくりです。こちらにつきましては、

各種教室・講座・研修などをやることで普及啓発を図ったり、精神保健福祉のボランティア講座も実施して、その後、活動につなげていただいているものがございます。

ここに関してのアンケートからですが、障がい者の理解のために福祉施設をもっと地域に開かれたものにする、また、障がいを理解するための講演会や講座の開催を望むという声がございました。したがって、この部分につきましては、障がい者理解という部分になると思いますので、その辺をやるには、市だけではなくて、NPOなどの社会支援を取り入れて事業を行ったり、関係するネットワークづくりをさらにサポートして工夫して、それらを達成するために図っていく必要があると考えております。

次の(6)スポーツ・文化活動の振興及び余暇活動の支援につきましては、ご存じのように、記憶に新しいものとしては、一昨年、全国障害者スポーツ大会を新潟市で開催できました。その契機に併せて育成強化も行われましたし、競技スポーツ振興という部分では、障がい者が参加しやすいウォーキングなどの開催や、新潟マラソンでは車椅子部の新設も検討されているということでもあります。

こういった余暇活動の支援という部分で、アンケートからは、どういったことがしたいかという部分については、旅行・キャンプ・釣り等の野外活動、音楽・美術・映画・演劇等の芸術芸能鑑賞といった文化活動に参加したいという要望が多くアンケートとしては読み取れました。

ここでは、(6)でスポーツということで、わりとスポーツの部分が書かれていたのですが、文化活動という要望がございましたので、スポーツ以外の分野についても利用しやすいような検討や方法が必要だろうと考えております。

(島崎会長)

すみません、少しよろしゅうございますか。

事前に委員には送付いただいて、皆さん見てきてくださっていると思うのです。それで、できるだけお忙しい中、今日、長い時間をいただいていますので、事務局のほうで、私もまとめていただくようお願いした立場上あれなのですけれども、課題と次期計画についての考え方というところで、少し、見てくださっているという前提でご説明頂いたほうが、また、直接このことについての委員からのご意見をいただければと思っておりますので、途中で挟んで申しわけないのですけれども、よろしく願いいたします。

(事務局)

申しわけございませんでした。では、きわめて簡潔に努めたいと思います。

では、4ページ以降から、続けてであります。(7) 情報提供・コミュニケーション支援の充実という部分については、対応する事業を行ってきておりますけれども、今まで以上に分か

りやすいものが求められているということがありますので、それを推進していくと。また、コミュニケーションに携わるものの能力アップにも取り組んでいかなければならないと考えております。

それから、(8) 権利擁護の推進ですけれども、こちらは主に成年後見の利用について課題がありました。使いやすい、使いにくい、対象がどうだということがありましたので、そちらが使いやすいような工夫をしていく必要があると考えております。

次に、5 ページです。ここからは、2 番の保健・医療・福祉の充実ということになります。

(1) 障がいの予防と早期発見・早期対応につきましては、健診から相談へということで取り組んできておりますが、課題のほうにありますように、健診で発見、相談を受けて、もう一つは、保護者が子どもの特性について十分理解できないまま入園や入学を迎えてしまう。また、乳児の健診で、それを受けてもその後継続して相談できるものが少ないという課題があります。それから、これに関して、アンケートの要望としましても、健診の重要性ということが言われておりますので、これらを踏まえたつながりのある対応が必要だと考えております。

(2) 医療及びリハビリテーションの充実につきましては、医療費の助成を中心としまして事業を展開しておりました。引き続き助成給付、また、療養介護の部分についてはサービス提供が行えるような取り組みが必要だと考えております。

それから、6 ページ、(3) 精神保健と医療施策の充実は、精神保健センターが出来ましたので、それについて継続して行っていく。

それから、(4) 発達障がい等新しい分野への対応につきましては、発達障がい支援センターが新潟市にも出来ましたので、発達障がいについてはそちらを中心に対応していくと。なお、今回、当日お配りした資料に発達障がい支援センターの相談実績を参考資料をお付けしておきましたので、これについては関連して後ほどご覧いただきたいと思っております。

それから、3 番の雇用促進と就労支援の(1) 雇用促進と一般就労の支援とあります。こちらさまざまな制度を使いまして、就労に結びつくような取り組みをやってきたと。しかしながら、決して就労の、後ほど数値のところにも出てきますが、十分ではないということもありますので、就労までの相談ですとか支援、それから事業支援の啓発という声がありましたので、その充実を務めていく必要があると考えております。

それから、8 ページに行きますと、(2) 福祉的就労の支援は、就労継続事業の展開、それから、授産製品を一堂に取り扱うまちなかほっとショップの運営をやってきました。こちらにつきましても、引き続き行っていく必要があると考えております。

次に、4 番、療育・教育の充実です。(1) 一貫した相談支援体制の整備ということで、発達障がい支援センター、それから児童相談所ということで、相談場所の設置についても引き続き

き充実させていくということで、考えております。

次に、9ページに行きまして、4番の(2)就学前療育の充実。こちらも発達障がい支援センターをスタートしまして、さらに関係する機関と新潟市の幼児ことばところの相談センターでありますとか、障がい者支援施設のひしのみ園もありますので、併せて充実を図っていく必要があります。

次の学校教育の充実については、特別支援教育サポートセンターというものが新潟市にありますので、そちらが学齢期を核として対応に当たるということで、引き続き充実が求められております。

それから、10ページの(4)放課後等活動の充実については、放課後支援事業、障がい児の放課後の預かりを行う。それから、日中一時支援事業ということがありますが、こちらについては非常に利用が多いということで、受け皿の拡大が求められているところで、それに対する対応が必要だと考えております。

続いて、5番、生活環境の整備、(1)住宅環境の整備については、住宅のリフォームが好評をいただいておりますので、引き続き整備に努めていくこととなります。

(2)安心・安全なまちづくりの推進については、主に道路環境のバリアフリー化に取り組んでいく必要があると思っております。

(3)防災対策の推進ということでは、最近、大きな地震があったわけですがけれども、支援体制と情報提供について、地震の大きさも踏まえていろいろ推進していく必要があると考えています。

12ページ、啓発・広報活動の推進です。(1)障がいと障がい者に対する理解の普及ということで、また、(2)福祉教育の推進とありますが、アンケートの意見では、障がいの理解ということが多く上げられておりますので、他の部分についてはいろいろなメニューを考えてやっていく必要があるだろうと考えております。

13ページに行きまして、(3)ボランティア活動の支援・推進。それから、7番で計画の推進体制ということで、市の庁内の体制、それから関係する団体等の協力とありますので、これは当然のことながら、あと、14ページの計画の推進ということで、この協議会に関して、いろいろな部分と連携して推進を図っていくということが今後にも必要になろうとなっております。

あと、資料3のほうは省略させていただきますけれども、障がい者計画のほうの現計画がどうであったか、どういう課題が存在しているかということをお述べさせていただきました。

(島崎会長)

ありがとうございました。

事務局から、資料2、資料3、障がい者計画の実績、その評価、課題について説明がありました。新潟市として、この障がい者計画にどう取り組んできたかということについて、資料3では具体的な数字がそれぞれの事業について出ていますので、併せて見ていただくということにしていればと思います。それぞれご覧になっていただき、また、今、事務局からのご説明を聞き、全体を見ていただいたところですが、それぞれのお立場から、また、全体を通してご質問、ご意見等をいただければと思います。挙手のうえご発言をお願いいたします。評価、成果、課題、当事者からの要望、それから、自立支援協議会における課題ということで、入っているところはそこで見ていただければと思いますし、次期計画の考え方、これに基づいて、実績を踏まえながら、第3期の計画を作っていくということになりますので、ぜひ、このところはこういう形でというところを積極的にお出しいただきたいと思います。市の振り返りと同時に、こちら側として、施策推進協議会としてはこうあってほしい、こうあるべきではないかというところがあるかと思いますが、今回、新しく委員に入られた皆様からも、ぜひ、ご発言いただければと思います。いかがでしょうか。

(柏委員)

5ページの障がいの予防と早期発見・早期対応のところ、乳幼児のメニューについては書いてあるのですが、精神障がいについて、次のページのところの精神保健と医療施策の推進というところにも触れていないことが一つありまして、お願いしたいと思います。サービスにつながる前の、発病する前後、予兆というかそういうところで早めに対応すると、病気の進行を早めに止めることができるということが全国的にも調査で分かっているのです、発症するパーセントは確実にお話しできないのですが、中学校、高校時代に発症する例が非常に多いので、中学校、高校の学校教育の中で、学校カウンセラーや家族の問題、それから不登校とか、そういう問題の中から早期に発見するような施策が一つあると大変いいのではないかと思います。相談に来た人の中では、医療につながるとしてもなかなかまだ医療は必要がないと言って、本人が自傷行為とか行って救急隊に運ばれるということもありますので、思春期の発達段階の問題も含めて、それを一つ精神保健に入れていただけるとよろしいと思います。

(島崎会長)

柏委員、ありがとうございます。

思春期のこころの問題ということについては大きな、大事なところだと思います。ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

角田委員、お願いいたします。

(角田委員)

角田です。

7ページ、雇用促進と就労支援のところの次期計画の考え方の中なのですが、事業主様への障がいのある方の雇用を促進するための啓発を含めて、すべて、就労したからそれで終わりかというところではなくて、やはり、定着していかなければいけない、ずっと続けて仕事がコンスタントに進められなければならないということも考えていくときに、やはり、ジョブコーチという制度がありますので、それを新潟市としてどのように組み入れていただけるのかということ。まさに、すべてにおいてそうだと思うのですが、専門性というものが今はどこも問われていると思います。障がいについて、特に発達障がいに関してはなかなか障がいがあるということまでたどり着くために30歳になって、あるいは40歳になって、今、40歳過ぎの方々が、非常に多く、発達障がい支援センターにも相談という形で、転職を繰り返したあとにそういう形で訪れている方々が、あと、こちらにも相談で訪れることが多いのです。やはり、その専門性というものを、今後、障がいの計画の中にうたい込んでいくときに、もっと具体的にどのような専門性が新潟市の計画の中に入っていきのかという辺りをもっと分かりやすく入れていただけるといいなと思います。

(島崎会長)

ありがとうございます。

専門的な支援ということについては、国のほうでもかなり発達障がいについては出されているので、これから重点的にもっと入れていくということになると思います。それぞれ、スタートして次期計画へという思いで、今、柏委員、角田委員からお出しいただいていると私は受け止めておりますので、共有できればと思います。それについて、関連またはこういう部分もということがあれば、またお出しいただければと思います。いかがでしょうか。

岩崎委員、途中でということでお話がありましたので、もしありましたらどうぞ。

(岩崎委員)

お気遣いありがとうございます。

私どもは事業者側としてグループホームを運営させていただいているのですが、希望者は多いのです。特に、ケアホームについては宿直が伴うということで、ニーズがあってもなかなか、借家はけっこうあるのですけれども、対応できる支援員というか世話人の確保が非常に難しい状況であります。その辺を何かしら手当していただけるようなことがお願いできればということが一つと、防災関係にも関わることなのですが、以前、国の予算が若干あったときは、ケアホームに通報装置を付けさせていただきました。スプリンクラーは規模から付けなくてもいいということなのですが、できれば付けさせていただけるような予算があれば付きたいという思いもありますし、予算的な問題もいろいろ難しい問題もあるのですが、利用者の皆さんの安

全第一を確保できるような整備を踏まえた支援をお願いできればと思います。

あと、宿直を伴わないグループホームにつきましても、借家をお借りして造るというか、運営していく場合にも、例えば、一般の住宅ですと、2階からの避難経路ができない場合があるのです。ところが、これは、今度、建築基準法の関係で、例えば、スロープを付けようと思っても付けられない。では、縄ばしごでいいかといったら、現実問題、障がいの方々が縄ばしごなどは利用できないケースが多いのです。なので、そこを横断的にというか、違う所轄になるのですけれども、建築基準法は絶対に動かせないのです。絶対にだめなのです。なので、そこを何とか改正していただけるようなことができればということ強く感じておりますので、その辺を少しご記憶いただきたいと思います。

あと、あるのですが、今はとりあえずそのようなところでは。

(島崎会長)

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

次の障がい福祉計画のところで併せてご発言いただければと思いますけれども、荻荘委員、いかがでしょうか。保険、医療、リハビリ等で計画のところでかなり位置づけられて評価、振り返りをされていますけれども、今回、委員としてご参加いただいているわけですけれども、ご意見いただければと思います。

(荻荘委員)

医療保険、介護保険の中で、リハビリという言葉自体が何を意味するのかというそもそもの定義から始まらなければならない問題がいろいろありますけれども、ここで述べられている狭い意味のリハビリということから考えれば、医療保険、介護保険の中での狭い意味での機能訓練的なものを指しているとするれば、そこにまたこういう障がい者計画の中に入れるということは、非常にいろいろな施策の中でこのリハビリという言葉を使っていますし、一番問題となっている部分、当初は医療であり、次は、いわゆる地域に帰った場合でのリハビリをどこまでやるかという問題もありますし、いわゆる生活を支える、維持、支持するという時期も、すべて大きな意味でのリハビリと考えれば、リハビリは一生ついて回るものでございますので、なかなか具体的な目標量というものがそぐわないような気がするのです。医療保険、介護保険で十分だというような気もしております。

この資料などを見ても、やはり、先ほどから岩崎委員、野村委員がおっしゃっておりますように、資料などを見ても、いかに、私は基本的に遁所委員などと同じで身体障がいのほうをずっとやっていましたので、知的、精神障がいというか発達障がいのほうは少し詳しいのですが、基本的に、私自身も社会福祉法人で新潟県障害者リハビリテーションセンターと

いうものを県から指定管理者で経営させていただいていますけれども、やはり、現実的に厳しい面、いかに在宅に関してその後どうするかという問題になっております。今の東日本大震災ではないのですけれども、医療もそうですけれども、大きな病気になって命が助かった、では次はどうするのかとなると、やはり、1943年くらいにアメリカにリハビリテーション法というものが成立したときに、大事なものは、その人にいかに経済的な有効性、有用性を持たせるかという問題でありまして、経済的な有効性をどうするかということになれば、その基盤となるのが新規での住まいです。住まいをどうするか、住まいを住み替えるという問題もありますし、住まいを確保してなおかつ経済的有用性、昔から言っていますけれども、身体障がい者は自助努力だ自助努力だと有名な人が新潟県でもよく唱えていますけれども、障がい者の人も税金を払えるようにがんばれというようにエールを送っている方もいらっしゃいますけれども、まさしくそう思いますので、いかに私の立場として考えるには、経済的有用性、機能をしっかりと。そういう意味では、私は遁所委員と何十年も付き合っていると、彼などは非常に成功したのではないかという気がしていますが、どうですか。

(島崎会長)

ありがとうございます。

荻荘委員から遁所委員に振られたということで、来たところで恐縮ですけれども、振り返りのところで見ていますけれども、ご意見をいただければと思います。

(遁所委員)

遅れてきて申しわけありません。

先生にはずっとお世話になっています。けがをしてから24年経ったのですけれども、けがをしたときは、病院から、どこのドクターにご相談しても施設に行きなさいという方法しかなかった時代でした。実は、6年間病院で施設生活をして、新潟に帰ってきて、当時の川岸町にある更生指導所で荻荘先生に初めてお会いしたときには、今なら第2みずほ園が空いているぞということから始まった出会いで、今、ここまでなったかということで、見守ってくださっているのですけれども、今の相談支援体制や今の新潟市の社会資源を当時の24年前と比べれば、やはり増えてきたなということと、在宅支援、地域復興の何かの手立ては多くなってきたような気がいたします。相談支援のところで、どこに相談したらいいのか。福祉のしおりだけを渡して、どうぞというような相談であってはいけないということで、ここの専門性の高い職員による相談支援や、一つの窓口でさまざまなことに応じてくれる相談支援に期待されているというのは大きな要望としては考えなければいけないことかと思えます。

障がい者の施策のところ、今まで、グループホーム、ケアホームが知的、精神の方にしか利用できなかったものが身体まで広がってきたというところで、今後また、新潟市の取り組み

というものにも期待するところですし、昨日も熊倉委員とほかの会議でご一緒したときに発言させていただいたことなのですけれども、来年4月からの障害者自立支援法のつなぎ法に対する新潟市の取り組みが今後障がい者計画に盛り込まれていくのか。さらに、平成25年の総合福祉法を見据えた施策推進協議会のあり方というか進め方というの、行政の皆さんと一緒に考えていかなければならないと思います。

(島崎会長)

ありがとうございます。

福祉計画についてのご意見をいただいておりますけれども、やはり、住まいの保証といいますが、住まいの確保ということと、専門的な相談支援を速いライフステージの段階から継続的に進めていく必要があるのではないかなということがなされていたと思います。また、今、遁所委員からは、つなぎ法をどう入れ込むか、あるいは、総合福祉法について提言として国のほうでまとめたものがありますが、その辺も含めてどのような形で計画の中に入れていくかということは、今日の議題のところで次期障がい者計画の構成のところでその辺のところも事務局からご説明いただいたあとに確認事項として共有できればと思います。

いかがでしょうか。ここで、資料4の第2期新潟市障がい福祉計画についての振り返りの説明を事務局からしていただいて、併せて、資料2、3、4についてのご意見、重複した形でもけっこうですので、頂くということでもよろしゅうございますか。新潟市の場合、両方で1冊に作っていくということでもありますので、資料2のことだけでもというように戻りながらでもご意見をいただければと思います。今、ここでということ、特になければ、資料4の障がい福祉計画のご説明をいただいてもよろしゅうございますか。合わせたところでご意見をいただきたいと思いますが、まずは説明をいただかないと続いていかないということで、事務局からよろしくをお願いします。

(事務局)

資料4と資料5が次のお話に関係します。資料4はこの協議会でも何度もお話ししておりますが、数値目標の達成状況。資料5は、数値目標を達成するために提供する障がい福祉サービスの見込量とその供給量の資料となっております。お話は資料4をさせていただきますが、資料5はそれに関係する部分であるということで受け止めていただいて、適宜ご覧いただければと思います。

資料4の数値目標の達成状況になります。前回の協議会でもお話をしました、就労の部分が一部まだ未確定な段階だったと思いますけれども、改めて話しますと、一つ目の目標、福祉施設の入所者の地域生活への移行という部分です。こちらは、身体、知的の施設入所者の地域意向ということで、平成17年10月の630人をどう削減するか。目標としては、平成23年度末

に10%の63人を地域移行。また、その7%の45人を削減、入所していない状態にするということを目指しております。平成22年度末の状況ですけれども、地域移行は76名、こちらが一応目標は達成されています。ただ、削減のほうは細かな数値は若干違いはありますが、削減は図られていないということで、これは前回の協議会でも申し上げておりました。こちらに対しての評価、課題といいますか、状況、今後の方策という辺りにもありますけれども、こちらに書いてありますように、地域移行というのは、対象としてグループホーム、ケアホームを利用したり在宅に戻って生活をするという部分については、その目標値は達成しているのですが、施設入所に入っている数は相変わらずほとんど変わりがないと。こちらは、退所をする人が当然年間に何人かいるわけですけれども、新しい人がそれと同程度入ってくるということによるものであります。

福祉計画を作ったときに、それを達成するための方策として、いくつかあげております。やはり、ここでも、これ以外の目標達成のための鍵にも共通するのですけれども、住まいの場の確保、グループホーム、ケアホームの整備促進による居住の場ということの方策として掲げているのですが、資料5のほうで、サービス見込量の提供というものが、実は3ページに居住系サービスというものがああります。こちら、計画を作ったときの見込に対しても、ケアホーム、グループホームと分かれておりますが、ケアホームで90%、グループホームでは62%と、非常に達成が遠い整備状況になっております。

この部分は非常に原因として大きなものと考えられております。したがって、ここの部分の整備促進というのは地域移行という部分もありますし、次の目標の精神障がい者の地域移行ということにもつながりますので、こちらは重点的に進める必要があると考えられます。なお、施設入所の待機数が多いということもその状況をこうさせているのですけれども、一応、入所者の数を図るタイミングは四半期に一度あるのですが、5月の時点で算定をしております。これは、実人数です。一人の人間が複数入所待機をしているということが1としての数字ですが、それでいいますと、数年来150人から160の方が待機という状況に変わりはないということを示させていただきました。

次の入院中の精神障がい者の地域生活への移行です。こちらは平成18年6月時点で、受入条件が整い次第退院可能な障がい者数は331という把握の中で、その減少を目指す数ということで、277名が上がっております。こちら、平成23年6月については結果は、県を通じて調査がなされるのですが、まだ知らされておられません。平成22年6月時点になります。82人という状況です。こちらは目標値の3割程度でありまして、平成23年度末まで待っても非常に困難であろうと考えております。こちらは先ほどのグループホームなどの居住の場の整備促進というのはもちろんなのですが、入院中から退院に向けた個別支援を行う支援事業というも

のも十分に推進していく必要があると考えております。

それから、3ページ3番、福祉施設から一般就労への移行ということで、こちらは他の二つの累計とは違って単年度の目標になります。平成17年度当時は1年間に18人の障がい者が一般就労しておりました。福祉施設から対処して一般就労しております。平成23年度の目標は、その当時の4倍の72人を1年間で就労させようという目標になっております。達成状況、毎年、その状況を見まして、平成19年度は24から始まって平成22年度、こちらは前回の協議会でお示しできていなかったと思いますが、44人ということになっております。毎年、わずかではありますが、増えてはいます。増えてはいますが、72人という目標については同様の増加を平成23年と見込んだとしても難しいという状況になっております。一般就労の進まない要因の一つとして、企業側の担当させる業務の選定の困難さが考えられておりました、障がい者の職業能力の開発と併せてそちらの理解の浸透を主眼にして事業を推進していきたいと思っております。

なお、これに関連しまして、本日お配りした資料に、参考資料の2番です。これは少し古いのですが、平成21年3月に実態調査をさせていただきまして、例えば、5ページ、そこでどのようなものが必要ですとか、企業側への調査、補助ということ、何がネックになっているかという辺りを調査しているものです。これにつきましては、過去の施策推進の部分で一度はお知らせしている資料になりますけれども、今回、関連があるので、併せてお示しさせていただきました。

(島崎会長)

ありがとうございます。

事務局から説明いただきました資料4、それから、具体的なサービス見込量に対する実績が資料5で、それぞれ達成状況について、達成できたとか達成できなかったというような、達成できなかった理由等も記載されてありますが、資料5と併せてみていただければと思います。資料4の福祉施設からの入所者の地域生活への移行等につきましては、今日、三つ目の議題のところ、野村委員からさらに詳しくご説明、ご提言いただければと準備しているところですが、資料2から資料5、それぞれ障がいの個別的な部分ですとか、施設での生活ですとか地域での生活、あるいは就労についてとか、それぞれのお立場でご意見等いただければと思います。山賀会長のほうでも具体的なニーズと対応、課題ですとか、そういうところでお気づきのところがあればお出しいただきたいと思います。

いかがでしょうか。資料2から障がい者計画、障がい福祉計画を通して、次期計画にはやはりこういうところというもの、先ほど来柏委員、角田委員からずっとお話をお聞きして、具体的なご提案をいただいていると思っております。それを計画や施策のところ、どう落とし込ん

でいくかということだと思います。いかがでしょうか。

古川委員、お願いいたします。

(山本委員：代理 古川)

就職、あるいは就労を支援させていただいている現場から、現状のお話と、それに関連してご連絡させていただければと思います。

新潟県は、企業の障がい者の雇用率については、昨年6月1日現在で1.57%ということで、全国順位が46位、もうあとがないような状況で、非常に企業の障がい者雇用が進まない県であるという状況であります。管内においては新潟市の地域、企業は多いわけですが、県全体よりも相当低いというのが新潟市の現状であります。労働局、それからハローワークとしまして、企業への就職の理解、雇用が進むよう日々、今月も支援月間ということで取り組んでいるところです。その一方で、就職をさせるための現場の紹介の立場で申しあげますと、一つは、例えば、新卒者の就職支援なのですけれども、ハローワークでも新卒の支援となりますと、高卒、それから大卒等という話になってくるわけですが、特に高卒の場合ですと、今年も非常に就職が厳しい中で、やはり、発達障がいと思われる生徒がより多く行かれる学校も現状としてございます。

県のほうからモデル校に指定されて一生懸命取り組んでいる状況は聞いているのですが、教職員のお話を聞きますと、やはり十分には支援ができないという現状があります。これは、やはり、高校に行きますと、保護者との関係が非常に希薄になる。ということは、受容が進まないために就職の支援も思うようにいかないという現状があります。ということでいきますと、やはり、早い段階から、例えば、発達障がいに対する生徒、それから保護者の受容が進まない現状にあると思いますので、今回の資料の2の中の学校教育の充実という中に、次期計画への考え方は述べていただいております、保護者に対しての教育に関する指導や内容に関する情報提供を進める必要があるという記述になっているのですが、やはりここは学校現場の先生方もそういう生徒と保護者に対する、言葉が適切かどうかはあれですけれども、受容させるための仕組み作りというか、先生方がそういうことに取り組もう、あるいは取り組めない状況にあるのではないかという、私としてはある意味で心配をしております。

そういう早い段階からしていかないと、いざ高校、あるいは大学等の就職という出口のときの支援が非常に重くなると考えておりますので、やはり、発達に応じた、早い意味での支援がなされるよう、教育現場の現状を点検していただきながら進めていただきたいと。少し抽象的ですが、方向性を見て早く手を打てていけば、もっと有益な支援ができたのではないかとと思われるという現状があると。ぜひ、そういった点についてはこの計画に生かしていただければという思いです。

(島崎会長)

ありがとうございます。

角田委員、特によろしいですか。

(角田委員)

角田です。

すべてが前倒しになって、お話がきつとくると思うのです。就労のときは高校の話になり、高校のときは義務教育、中学校や小学校の話になり、小学校だと保育園や幼稚園の話になっていく。結局、もとを正していくと、最初に、先回も発達障がい関連の会議がございまして、発言させていただいたのですが、ずっとライフステージにつながっていかねばならないという、移行期のことが、今までは上がっていくときのことを問題にしていたのですが、そうではなくて、もともと新潟市で早期の発見や早期の支援という体制がもともとの健診のところまで行きまして、そこの支援がそもそもまだ始まっていないのではないかと、あるいは、始めようとしていないというか、そこまで下がっていくような印象をいつも受けています。実際に、保護者の立場では、診断というものにつながるところに大きな抵抗や拒否があるのではないかと考えられる関係の、それぞれのライフステージの先にいらっしゃる、実際には他人の先生であるとかそういった方々、保健師もそうですし、保育士もそうです。そういったところの方々がどのように子どもの特性をお伝えしたらいいのかどうかということで、問題を全部先送りしている結果としての現状なのだと思います。そこを何とか、市の行政の責任として、どこにどのような仕組みを作っていただけるのでしょうかということで、先回の会議では、療育体制検討部会をいよいよ立ち上げていただけるということになっています。

(島崎会長)

角田委員に貴重な情報をいただきまして、ありがとうございました。

今の古川委員の話にありましたように、やはり、療育から就労のところまで、継続的な支援ができるような仕組みをとということで、そのところがネックになっていて、就労になったときに本人、保護者、あるいは教育、いろいろな場面のところがそれを受け入れきれずにいるというようなところでしょうか。本来のところにつなげていけないような状況があるというお話だったと思いますので、ぜひ、療育体制検討会、そちらのほう、ぜひ、教育のほうと連携を取る必要があったらなど、保健、医療、福祉、教育というところがなかなか困難でつながりにくいところがありますが、ぜひ、就労の部分については、出たあとどうするかという問題が非常にありますので、そのところと、今、ご意見いただいた次期計画の考え方、資料2の9ページのところにあります、古川委員がご指摘いただいた部分を具体的にどういう形にしていくかということだと思います。

他にいかがでしょうか。

柏委員、お願いします。

(柏委員)

精神のほう、少なかったようですので、来たばかりなのですが、いろいろ教えていただきたいと思います。資料4のところ、入院中の精神障がい者の地域生活への移行ということで、平成22年6月時点で82名と出ていますけれども、これは退院した数で、その先がどこで生活するようになったかということの詳しいことを把握していらっしゃいましたら教えていただきたいと思います。

ご存じだと思うのですが、長期入院の方が非常に多いと思うのですが、私も家族の一員なのですが、発症する年齢がわりと、10代の後半とか20代、30代という若い時代に発症しますけれども、リハビリの期間が非常に長くて、その間に家族が高齢化してきて年金生活という形になります。退院してきても、家族自身がなかなか対応できなかつたりということがあるのです。グループホームも非常に少ないという状況なので、これだけの数が退院してどういう生活を始めているのかというのは非常に大事なことなのではないかと思うのです。それで、最近ですと、グループホームだけではなくて、わりと空いているアパートが多いということもあって、例えば、生活保護を受けているとか障害年金をもらっているとかというと、確実に収入が入るからといって、いってというとあれですが、精神障がい者の人はどうもというようなことを言わないように、大家も出てきていると。

不動産業者の人はあまりよく分からないと思うのですが、そういう大家がいらっしゃるの、不動産の関係、市営住宅がここに出ていますけれども、一般の住宅で暮らす人も非常に増えてくると思うのです。その場合に、途中で、病気が一定していなくて悪化したりする場合はあるので、今の国の施策の提案の中で、審議会の提案だったと思うのですが、医療と福祉と地域と協力し合って24時間体制で相談できるようなことで支えることができるということも出ております。それから、当事者自身が非常に発言をするようになってきて、そこから病気の理解とか、どういうことができるかということも大分、専門家ではなくて、当事者から聞き取れるようになってきているので、そういうものも含めて、地域生活への移行が進まない中にそういうこともあるのではないかとということで、お尋ねしたいと思います。

(島崎会長)

事務局、いかがでしょうか。今の柏委員からのご質問について。

(事務局)

データはあるのですが、今日、ここに持ってきておりませんので、あとで皆さんにお見せするなりしたいと思いますので、それでよろしいですか。

(島崎会長)

資料がないと説明が難しいということですか。

(事務局)

数字というか。

(島崎会長)

数字ということですね。

柏委員、それでよろしゅうございますか。

(柏委員)

資料があると確実だと思うのですが、10 ページの住宅環境の整備の中に、先ほどお話しした一般の住宅で一人暮らしを始める方も出てきていますので、そういう方に関する住宅環境の整備の中に、そういうことを、私もはっきりしたことが言えないで申しわけないのですが、含まれていくといいかなという感じがするので、よろしくをお願いします。

(島崎会長)

数値だけではなくて、資料2の10 ページ、住まいのところですね。そういう、実際に不動産でありますとか、市営住宅だけではなくて民間の住まいの場が得られるような環境づくりということだと思いますので、そのところを次期計画の中で具体的に含めていけたらというご発言だったと思います。

遁所委員、お願いします。

(遁所委員)

退院促進について、地域の相談事業の皆さんが話されたことを紹介したいと思います。実は、今、新潟市で、中央ではふらっと、それから、東ではおれんじぼ一とが退院促進事業に参画し、一生懸命されているということは実績が示していることだと思うのですが、これは平成23年度で終了する事業で、来年の平成24年からは相談事業所で指定を受けると退院促進事業をしなければならない、することができるというか、そのように変わっていきます。つまり、今、2か所ある事業の補助金が打ち切りになって、今度は別の事業として手を挙げれば退院促進事業ができるというのは大変いいかもしれませんが、スキル、技術のところ、ふらっとやおれんじぼ一のような訓練された精神保健福祉の方が寄り添ってという支援を、一般の相談事業所に加えて、平成24年からはもっと相談事業所が増えるという見込がある中で、退院促進事業をきちんとできるのかという不安が圏域の相談事業所の皆さん、私も含めて感じている次第です。地域の福祉計画の中に、今、ふらっと、おれんじぼ一とがやってきたノウハウを伝えるようなコーディネート機能を新潟市の地域福祉計画の中にも盛り込んでいただきたいと思っています。これは、実は、県の自立支援協議会でも同じように、精神障がいの方を

支援する相談事業所の方が発言した内容なのですけれども、それを踏まえて政令指定都市の新潟市もそういう検討をしていくべきではないかと思えます。

(島崎会長)

制度が変わるところで、それを具体的に市がどう取り組んでいくかということは非常に重要なことで、落としのない形で入れていく必要があるのだらうということだと思います。それぞれ事務局のほうでそれについてこういうことだということでご説明いただけることがありましたら、どうぞ。一体的にやっついていかないと作っていけないものだと思っておりますので、計画は。本当に協議会と行政が一緒になっていると思っております。担当部署のほうでございましたらお願いいたします。

(事務局：永井)

こころの健康センターのこころの健康推進担当課長、永井と申します。よろしくお願ひいたします。

この地域定着支援事業につきましては、昨年までは県の事業ということで、本年度から新潟市が引き継ぎまして、事業を行っている事業ということになります。来年度につきましては、補助金がなくなるとか、はっきりしていない状況なのですけれども、この事業につきましては、厚生労働省から入院医療から地域生活移行へという大きな方針がございますので、来年度、事業が全く打ちきりというようには考えられないと考えております。

具体的な体制整備につきましては、秋以降、厚生労働省のほうではっきり方針が決まるそうですが、新潟市独自でもこの体制を続けたいと考えています。この事業につきましては、地域生活移行が進んでいきますように、新潟市につきましては、積極的に推進を図っていきたいと考えております。

(島崎会長)

ありがとうございます。

こころの健康センターからもお見えでいらっしゃいますが、特に発言はよろしゅうございませうか。

ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

野村委員、どうぞ。

(野村委員)

お願いというか、私は最後にお話しさせていただきますけれども、委員として、今日初めて出てきた資料がたくさんあります。大体どこと比較してどの程度の時間新潟が遅れているのか、進んでいるのかという観点から見ているのです。そのときに、そういう比較資料がほとんど出

てこない状況だと思います。今もそうだと思いますけれども、やっと今回、私が政令指定都市の比較を出してまいりましたので、ありがたいのでしょうけれども、せめて委員には事前に資料を配って、こういうことになっているからこうだという意見が出るようにしてもらいたいと思っています。それが少し足りないような気がします。ただこの意見が出ても、私どもが発言して、こういうところは どうしたいのですかという話が出てこないのです。その辺がとても気になる場所ですので、ぜひ、そういう面で、委員には、外へ出さないと思いますので、いろいろな新潟市の資料を出して、それを計画に移行させるような施策をとっていただきたいと思っています。

(島崎会長)

ありがとうございます。

参考資料3のことも含めてでしょうか。

(野村委員)

そうです。現状からしてもそうでしょうけれども。

(島崎会長)

ありがとうございます。

ほかにかがでしょうか。

滝委員、お願いいたします。

(滝委員)

歯科医師会の滝と申します。よろしくお願いいたします。

歯科医師会で関係しているところは、資料3の5ページ、ナンバー30、障がい者、要介護者等歯科保険事業です。資料2の5ページの(2)医療及びリハビリテーションの充実というところに口腔保健福祉センターという記述がありますので、この2点についてお願いいたします。

まず、障がい者、要介護者等歯科保険事業、健康増進課の担当なのですが、前期のこの協議会で発言させていただきました。施設に入所されている方、通所されている方の歯科検診を歯科医師会で担当してやっていると。ところが、施設の分類というのですか、それが変わると行政の事業対象から外れることで検診が継続しないと。検診の継続しないところに対しては歯科医師会独自で同等の検診をしませんかというアプローチを、残念ながらこれは有料になるのですが、かけますと、大体半数くらいの施設ではお断りされて継続しないということがここ数年ありました。行政と交渉した結果、そういったものはすべて枠がなくなりました。さらには、障がい者施設だけではなく、高齢者福祉施設に関しても同等の検診を同じ事業の中でできるようになりました。

さらに、歯科検診だけではなくて、施設の職員に対する口腔ケアの実地指導といますかそ

ういった指導も同じ予算の中でできるようになりました。ところが、平成 23 年度からそれらの事業が口腔保健福祉センターに移管と言っておりますけれども、移ってきたのですが、その事業を行うベースになる予算が平成 22 年度、いろいろな制約があった中でやっていた事業の予算のみの中で、枠がなくなりました、すべてできますよということで仕事を取ってきたわけですが、そういった状況になりました。そこで、担当課に相談をしまして、やはり、すべての施設に平等に機会を与えなければいけないということで、残念ながら、毎年するのではなく、数字が正確ではありませんが、200 くらいの障がい者施設があったとすると、年間 30 くらい実績としてやっておりましたので、5、6 年で一巡するような形でやったらどうかということで、平成 23 年度、始めたわけです。

ところがといいますか、昨年度、新潟県で策定しました新潟県歯科保健推進条例並びに、先月、国でできました歯科口腔保険法の中の記述に、すべての障がいのある方並びに介護の必要な方が歯科検診並びに医療を受けられるように、国及び公共団体が施策をしなければならないという、これは理念であります、こういったことが明記されておりますので、ぜひ、策定計画の中には、希望したその障がいのある方はすべて検診が受けられるというような記述を入れていただきたいと思っております。

そのようになったところで、では、200 室の施設の方がすべて研修を受けることを希望するかというと、残念ながら、今、新潟市で成人歯科検診という事業をやっております、40 歳、50 歳、60 歳、70 歳の節目にすべての市民の方へお葉書を差しあげまして、最寄りの診療所で検診を無料で受けられるという、若干有料の部分もあるのですが、その実績が大体 7%から 10%くらいでここ数年推移しております、枠とかそういったものを取り払って出したところでそれくらいというのが残念な結果なのですが、行政としてどのくらいかかるか分からないということで、なかなか予算を付けづらいところだと思うのですが、去年、今年に関しても、去年まではその事業の中でやっていたことができなくなって、残念ながら検診を継続していないという施設がいくつかありますので、その辺のところ改善できればいいなと考えております。

次に、資料 2 の 5 ページにあります、口腔保健福祉センターを平成 21 年 4 月に開設いたしました。ここに、休日の急患歯科診療を行うなど事業を開始したということが書いてありますが、休日以外に、平日のほうなのですが、特別診療というようには銘打っておりますけれども、障がいのある方に特化した診療日を設けており、障がいのある方の診療を開始しております。ただ、休日の急患診療に関しては、障がいのある方、健常の方を特に考えておりませんので、先日の歯科推進会議でしょうか、障がい福祉課から障がいのある方の急患診療についてといったようなご提案もあったように聞いております。そういった特化した急患診療、日曜日ですか、休日の診療体制の必要性があるのであれば、それもまたお考えいただければ、歯科医師会とし

ではご協力できるところかなと考えております。

(島崎会長)

ありがとうございました。

非常に具体的な現状と次期計画に向けての具体的なご提案だったと思います。現状、動いているということでもあります。これは本当に即、平成 24 年度から実際に実現できること、計画の中に入れられることだと思いますし、これは市と歯科医師会の連携協働という形でもいい動きができると思いますし、また、施設への啓発というか、それも積極的に行う必要があるだろうということもあったと思います。

次の議事がまだあるのですけれども、いかがでしょうか。振り返りのところで、やはり、次期計画へのご意見ということで、次回の協議会につなげていくところでございますので、ぜひ、まだの方、ご発言いただければと思います。

松永委員、お願いいたします。

(松永委員)

松永です。

先ほど、振り返りと今後へのことということですが、一つ、視覚障がい者の移動支援ということで、今まで、地域支援事業の中で移動支援を行っていたわけですが、それが 10 月から同行援護ということで状況が変わってきます。今までのガイドは視覚障がい者を A 地点から B 地点に誘導することがメインで、介護という重きだったと思うのですが、今度は、移動時に情報提供をするというのが大きな一つの仕事の柱になったと思っています。それで、国のほうでは 3 年間のうちにきちんと研修をとということがあるわけですが、今後進める中で、ただ誘導だけではなくて、代読、代筆、あるいは情報提供の技術をきちんとガイドヘルパーに研修するような方法を考えていただきたい。国等のヘルパーの条件、研修、資格とかいろいろ条件はあるわけですが、利用者として考えると、きちんと同行時に情報提供できるヘルパーを養成していただきたいと思います。

それと、コミュニケーションということで、情報提供なのですが、新潟市内には視覚障がい者が 2,900 人いると思うのですが、その内、普通の文字が見えない、見えにくいという方々がどのくらいなのか分かりませんが、市報あるいは区報が毎週、音声と点字に訳してきているのですが、本当にそれが当事者のところに行っているのかどうか。手帳の数から見るとすみずみまでいっていないような気がするのです。それは本人の希望でご家族の方が読んでやっているということであればそれで話は済んでしまうかもしれないのですが、それがどこまで、市の情報がきちんと本人のところまで届いているかという疑問点がありますので、本部の中でコミュニケーション等できちんと伝える方法を考えていただきたい

と思います。

それと、いつもここへ来て就労の話になると、視覚障がい者の就労ということになると、いい話は全く聞こえてこないのです。何らかの形で、視覚障がい者イコール針灸、マッサージではなくて、一般企業もそうですし、市の職員と、要するに、普通の文字が見えない視覚障がい者もどこかにきちんと就労できる、するような施策を考えていただきたいと思っています。中途で見えなくなった方々の相談を受けている中で、その辺がいつも困るなということがあります。それと、最近、相談の中で感じるのは、視覚障がいプラス別の障がいが、発達障がいというのでしょうか、そういう部分の相談があるのです。そうすると、視覚障がい者イコール針灸、マッサージの勉強をすれば、資格を取れば生活が成り立ちますよとは少し言えない厳しい状況の人たちが現実が増えてきていると思っています。そういう意味で、重度の障がいになった方々への、私どもからも、ぜひ、その辺を考えていただきたいと思っています。

(島崎会長)

ありがとうございます。

斎藤委員、手が挙がっておりますので、お願いいたします。

(斎藤委員)

お願いします。大変雑ばくな言い方をさせていただいて恐縮ですけれども、先ほどからたびたび出ています、例えば、精神障がい者の地域移行、在宅になった場合のその後というようなところで、あまり明確なお返事が、数値がなくてというお話もありましたけれども、例えば、地域生活への移行とか退院促進ということを目標にしてそこで終わっているような、資料全体から見るとそのような感じがいたします。例えば、277人という地域生活への移行が目標ならば、それはそこで終わりではなくて、それに相応するようなグループホームを設置する数もそこに数値が連動して出てくるべきなのではないかと思います。そういうところまでいっていないと思うのです。

やはり、地域生活への移行をさせて、その後面倒を見ないのかということになったりもして、大変心配です。例えば、単純な比較はできないにしても、老人ホームなどは本当に日進月歩で、どんどん進歩していっています。それは人口に対して高齢化していく割合が明確だからなのかもしれませんが、特別養護老人ホームの待ち時間は大体何年待てば入れるのだとなれば、家族もその2年をどう乗り切るのかとか、そういう目標ができると思います。知的あるいは精神障がい者に対してはどうなのか、そういうところまで数値目標ができると思うのです。そして予算化、これから予算の時期だそうですけれども、そういうところも毎年毎年、グループホームはこのようにやっていきたいのだと。

そして、老人ホームなどは医療もすべて完備しているわけですから、そういうところま

で、それぞれの病気に応じて必要な設備があると思いますけれども、では、精神の場合のグループホームにはどういう整備が必要なのかというところもイメージして、そしてグループホーム化していく。ふらっとの向かいにグループホームができるとかという、それさえも大変小さなものですが、そのようなちっぽけなことではなくて、老人ホームに匹敵するようなイメージのグループホームを各区に、毎年1区に一つということでもいいですから、そのように夢を持った計画を立てていただけるといいなと思います。

(島崎会長)

ありがとうございます。

やはり、具体的な数値が高齢者についてはあるけれども、障がいのところは少し不足しているのではないかとこのところ、あとの野村委員のところにつながるお話かと思えます。ありがとうございました。

ほかにいかがですか。

(柳委員)

新潟市ろうあ協会の柳といいます。よろしく願いいたします。

あるかどうかなのですが、7月30日、街頭におきまして、私ども、こちらのパンフレット、パンフレットの名前を「ウィー・ラブ・コミュニケーション支援」というのですが、情報を知る権利、そのためには通訳が必要であるということを市民の方に啓発するための、古町、万代町での街頭署名、それからパンフレットの普及を行って、700名ほどの署名をいただいているのです。こちらのパンフレットを読んでもいただければ、私たちにとっての情報である手話の通訳、また、手話は言語であるということが、そして、私たちにとって生きるうえでとても大切だということを私どもの団体が全国の団体とともにしています。

これらの運動、動きを、すべて、新潟市においても病院にも通訳を、また、警察にも通訳を、きちんとその情報が守れるような形で私たちの暮らしの中でコミュニケーションが十分取れるようにということを具体的にイメージしています。その中では、資料2のコミュニケーション支援ということで4ページにございました(7)に、実際、私、聴覚障がいといたしまして、現在、新潟市では手話奉仕という名称で行われていますが、やっている行為は手話の通訳です。

やはり、その辺の言葉と意味の曖昧さ、はっきり分かるためにも、通訳という言葉が必要ではないかと思っています。現在、手話の奉仕員は新潟市で150名ほどいるかと思いますが、実際に考えると、技術的にもばらつきがあるようですし、技術向上のためにさらに学習していただいて、また、今年度から試験を行うということを決めていただいたのですけれども、試験に受かったあとでも私どもの情報補助として十分に技術的なものが大丈夫なのかというところ、

また、気持ちの面でも沿っていただけるような形での奉仕員としての力のある方を育てていただきたいと思います。私自身とすれば、「手話奉仕員」という名称から「手話通訳」という名称に変えていただくことを希望したいと思います。

(島崎会長)

ありがとうございます。

コミュニケーションには、手話を言語としてということも国レベルでもきちんと明記されていますので、新潟市としても当然取り組むべきことですし、今の奉仕員を通訳士という形に文言的に整理していくことも併せて計画の中で考えていきたいと思っています。ありがとうございます。

進めてまいります。始めてから2時間くらい経ったところですがけれども、これから10分ほど休憩をいただいて、その後、ご意見があるようでしたら何ですけれども、次期計画構成案のご説明をいただいて、そのところでまたご意見いただくことも可能かと思うのですが、いかがでしょうか。今、ここでタイミングとしてご意見を出したいということでありましたら、時間的に10分ほど休憩を取って、あと、4時半までと思いましたが、その中で、まだご発言されていない委員の皆様から、次期計画構成案のところで、ぜひこういう部分もご意見をいただければと思います。今回は、次の推進協議会に向けての意見集約というように位置づけて考えさせていただいておりますので、そのようなことで、また、休憩後にご意見いただくということでもよろしゅうございますか。

では、3時40分だとあれでしょうか。

(事務局)

今、3時25分です。

(島崎会長)

そうしますと、10分ほどいただいて、35分からお願いしたいと思います。

(休憩)

②次期計画構成(案)について

(島崎会長)

よろしゅうございましょうか。時間になりましたので、再開させていただきたいと思います。今日、終わりの時間を4時半ということで、米印でもしかしたら延びるかもしれませんがというご案内をさせていただいておりますが、できるだけ時間のところで思っております。

再開したところで、以降の進め方ですがけれども、今、振り返りのことにご意見をいただいておりますが、ここで、議事の②の次期計画構成(案)について、事務局からご説明をいただいて、これも含めまして、資料6を見ますと、いろいろと吹き出しがありまして、振り返り、資

料2から5のところまで、障がい者計画、それから障がい者福祉計画の進捗状況、現状の課題、それから次期計画へというところでご意見を頂いていたと思います。構成についてご説明いただいて、それについてのご意見も併せて、そして次期計画の構成案としてこういうところもぜひというところがありましたらご意見を頂き、そして三つ目の野村委員からの発議と山賀会長からご発言もありますので、そのようにさせていただければと思いますが、事務局のほう、よろしゅうございますか。委員の皆様、今日は少し変則的なことで恐縮ですが、計画の構成まで持って行って、ご希望のところに盛り込むべきことということで、特に塚野委員、それから熊倉委員からもそれに関するご意見のペーパーが出ていますので、含めて、委員の皆様から、前に戻ってもけっこうですので、ご意見いただきたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

(事務局)

では、事務局より、資料6の説明をさせていただきます。資料6は新潟市障がい者計画の構成ということで、先ほど来ていただいております具体的な新しい事業の取り組み方ですとか、そういうものはここで出てくる各項目の中の記載の部分に影響を及ぼすものだと思うのですが、ここでは、構成、項目、要はこういう項目は計画上必要だという辺りを、現計画に比べてどうするかというところをお示ししたものでございます。こちらは案とありますけれども、案の少し手前の叩き台というような辺りでお考えいただいて、ご意見を頂戴したいと思います。資料6と併せて、恐縮なのですが、関係資料1の障害者基本法の一部を改正する法律（概要）というものも併せてご覧いただきたいと思いますが、資料6と関係資料1のほうを併せてお願いいたします。

資料6の見方なのですが、左側に現在の計画の構成、右側に次の計画の構成案、真ん中に国の動き、アンケートの主な話を書いてありますけれども、現計画、新しいものと、まず、基本理念、基本目標。それから、各論における各施策の項目という形で書かれております。理念があって目標があって各項目、それは踏襲しようと思っておりますし、計画の推進体制が前回、各論の中に溶け込んでおりますが、これは別扱いだと思いますので、別出しをするという枠組みの中で、まず、基本理念なのですけれども、変更をこの案ではしております。なぜかと申しますと、今までは障がいの有無にかかわらず、社会の対等な構成員としてあらゆる活動に参加、参画することを確認するために必要な施策を講ずることにより、安心して暮らすことのできる地域社会を目指すという理念がありまして、言葉を改めて読み返しますと、どちらかというと障がい者がいかに社会に参加するかというような視点で掲げているのではないかと。

一方、この資料の真ん中に書いてあるのですが、一つは、障がい者制度改革の推進のための基本的な方向ということで、平成22年6月に閣議決定された第一次意見ですが、これも過去の協議会でお示したことがあると思うのですが、そこには、こういう書き方をしております。

障がいの有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現のためという目的が書いてあります。この中の相互に尊重という部分や共生社会ということ、それから、関係資料1に基本法の改正概要をお配りしてありますが、そこでの目的、一番上ですが目的というところに書いてありますが、2行目に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現しますと、同様のことが書いてあります。ここでも相互の人格と個性を尊重、共生する社会の実現という表現が大きなというか、一番上のところにありますので、これらをキーワードと捉えまして、第二次計画の理念としても、障がいの有無にかかわらず、それは一緒なのですが、すべての市民が互いに人格と個性を尊重し合いながら安心して暮らすことのできる共生社会を目指すと。この辺の表現にしたらどうかということで、記載させていただいたところでは。

それから、基本目標。これは三つありました。現計画は、地域生活の支援体制の充実、それから、自立支援と教育の充実、ノーマライゼーション社会の実現という三つがありました。第二次計画の目標としましては、地域生活の支援体制の充実についてはそのまま載せてあります。二つ目の自立支援と教育の充実という書き方をして目標としてタイトルにしてあるのですが、こちらにも障害者基本法の改正、関係資料1ですが、真ん中に基本的施策関係ということでいろいろ載っている中で、資料6の現計画の項目を見ていただくと、4番に療育・教育の充実という書き方をしておりますが、目標としては自立支援と教育の充実というコンパクトな言い方をしていると。今回の障害者基本法の改正で、療育というものが基本的施策関係の(3)療育(新設)とされたように、ここの部分についても非常に大事なものであるということが伺えますので、基本目標の中にも教育という二文字にせず、療育・教育の充実という表現にすべきではないかということで、自立の実現に向けた支援と療育・教育の充実と記載させていただきました。

それから、三つ目のノーマライゼーション社会の実現ということで、目標にあります。ノーマライゼーション社会の実現ということで、非常に大きな括りかと思うのですが、それを開設する言葉としましては、現計画、障がいの有無にかかわらず、一人一人が互いに尊重し、共に支え合う社会づくりを推進するために、障がいに対する正しい理解がなされるよう啓発活動を進めると共に環境の整備に努めるという目標になっているところでは。これもそうやってもよろしいかと思うのですが、アンケートでは、いろいろな施策を望んでいる中で、すべての、アンケートは施設入所者、在宅の18歳未満、18歳以上という3とおりで調査させていただいたのですが、そのいずれも理解の普及、啓発を望むということが非常に多うございましたので、その辺りを分かりやすく目標に掲げるとよろしいのではということで、こういう表現にしてみました。

それから、各論ということで、項目がたくさんあるのですけれども、これは基本的に踏襲しながらも、決して内容を省いていいものは一つもないと思います。ただ、少し整理するほうがいいのかなどというものがいくつかありまして、現計画の2の(4)で発達障がい等新しい分野への対応と書いてあります。発達障がいは障がい者の定義に含まれるということにもなりましたし、新しい分野というのは少しなじまないと思いますので、個別で項目を立てないで、例えば、それぞれのところに発達障がいのものについてはどうというような表記をしているのかなど。少なくとも新しい分野という言い方はそぐわないのかなということで、こうさせていただきました。

それから、現計画の4(1)に一貫した相談支援体制ということで、そこでも相談支援体制を出しているのですが、もともと地域生活の支援の中に相談支援体制の充実という項目がありますので、ましてやアンケートでも一つの窓口や相談とか専門的などということで、相談の充実ということが求められていますので、1の(1)の部分で相談支援体制について書くのがよろしいのではないかとということで、このように記載しております。

それから、5の(3)防災対策の推進という表記で、これは、内容を見れば、災害時の対応についてももちろん触れることになるのですが、今年の大震災がありまして、そちらはより広い視点で計画に盛り込む必要があるのではないかとという考えで、タイトルにも防災対策及び災害時支援体制という表現を加えてみてはどうかという案というか叩き台でこの資料6を作ったところです。

なお、これは障がい者計画の構成です。障がい福祉計画も同時に作るのですが、こちらにつきましては、当初、7月末に出されるとされておりました国の目標値の考え方が未だに示されておられません。8月には出すという続報があったのですが、今日現在、県にも確認しましたが、まだ示されておられませんので、福祉計画の考え方については、次回の協議会の議題にさせていただきますと思います。

(島崎会長)

ありがとうございます。

第二次新潟市障がい者計画の構成についてということで、資料6、それから関係資料1でご説明いただきました。障がい福祉計画についてはまだということでございますけれども、出た時点で事務局から提示するという事です。会議前半のところでご議論いただいたことは第二部の各論のところにつながることで、具体的にどういうことが大事になってくるのか。新潟市としてもこういうことに取り組む方向でということで、大事な事として記載していくことという確認のしかたでよろしゅうございましょうか。各委員から非常に貴重なご意見を頂いておりますが、それは基本理念、基本目標につながる部分でも当然あるわけですけれども、基本計

画あるいは今後出る福祉計画の各論あるいは具体的な供給量、その辺のところでの具体的な施策の提言があったということで、それは当然この各論のところに含まれていくということであると思います。いかがでしょうか。そういうことも含めて、第二次新潟市障がい者計画の構成について、ご意見、ご質問いただければと思います。書き出しについて、このように記載する根拠といいますか考え方として、資料6の右端の吹き出しもご説明いただいたわけですが、これも含めて、ご意見、ご質問等お願いしたいと思います。

塚野委員や熊倉委員もペーパーを出してくださいましたので、どうぞご発言いただければと思います。

(熊倉委員)

主に資料6を見ながら、それで、今までの関連の話をしていいということで、ダブっているところもあるかもしれませんが、私の出したペーパーの全部をお話しするのではなくて、かいつまんでお話しさせていただきたいと思います。

数値目標の関連は、今回、資料がないわけなのですが、今までの考え方でいきますと、達成度の評価というのはフローでとらえる部分については数字等もそれなりにあるわけですが、ストックでもとらえる視点が必要かなと。今日のお話の中でも、部分的にはどうもいろいろなデータがありそうだということがありまして、私も書いたのですが、個別にいろいろ、細かいものをお出しする必要はあえてないのかなと思います。

例えば、就労でいえば、一人一人を送り出して、その事業所でどうもその人がうまくいなくてこけた。では、彼に続く候補者の方をとった場合には、数字としては2という数字があるわけですが、しかし、一番上が失敗したということであれば、就労している人数そのものは1なわけです。しかし、達成度の評価としては2になってくるという変な数字になるものですから、やはり、ストックでもとらえるような方法をとられるべきではなからうかと。それから、古川委員の話にありました、企業の雇用別統計ですと、やはり、地域の事情が反映されているかどうか分からない部分がありまして、企業本社のあるところに雇用率の統計が行っているわけで、東京、関西本社の企業の出先の新潟市民の方はカウントされていないので、そういう会社の枠を外してみたときに、新潟市、あるいは県全体の雇用者が増えているのかいないのかというのがストレートに評価できないと。

ということは、何か努力したとしても、その努力が実を結んでいるかいないかということが言えないのはまずいではなからうかと。何とかストックとして全体をとらえるようなやり方はないものだろうかということで、いろいろ書いてみたのですが、時間がないので、端的に言えば、受給者証の更新時だとか、年金受給者では存在証明をする機会があるので、そういったところでの情報の入手の機会があったり、先ほど、四半期うんぬんと

いう話がありまして、行政としては実際にもっとデータをお持ちなのかもしれません。その辺を併せて評価できるような仕組みにしていかないとまずいのではないかと。地域移行についても同じことなのですが、地域移行と住まいの関連は野村委員のほうが詳しいので、私から申しあげることが特にありません。

それから、発達障がい者の方の問題で、就学前に得られた情報というものを次のステージへ持ち上がっていったらというようなときに、最初の段階でもうまくいっていないのではないかとというお話もありました。知的障がい者を含めて、やはり、就学前の情報が次のステージに上がるときに受け継がれていって、支援体制が継続されていくという形はぜひ実現していただきたいと思います。そのときに、福祉と教育の関連、連携をどのように進めていただくか。脈絡のある話ではないかもしれませんが、例えば、特別支援学校の中で重複障がいといいますが、さまざまな困難がある人の場合に、痰の吸引というのは医療行為であったり、リハビリということがもしある場合に、特別支援学校で受け入れるためには、そういった福祉サービスは訪問介護という形で法律的に無理なく受けられるような仕組みになっているのかいないのかとか、あるいは、養護教諭がいらっしゃって一定のスタッフがいるのか、あるいはそれをカバーするような医療的な仕組みが今までも何かあるような気がするので、少し考え方を変えるとカバーできるような状況は作れるのではないかと感じました。

(島崎会長)

ありがとうございます。

大谷委員、就労について、今、ありましたけれども。

(大谷委員)

すべての事業主は、社会理念に基づき雇用を通じた障がい者の自立について共同の責務を有しており、法定雇用率（1.8%）を達成、維持するよう法律上の義務が課せられています。

平成22年6月1日現在の県内民間企業の障がい者雇用率は1.57%と前年を0.02ポイント上回ったものの、法定雇用率1.8%には依然としてかい離しており、また、全国平均の実雇用率1.68%を大きく下回る状況にあります。全国的にも大企業の雇用率が高まり中小企業の雇用率が低下しています。

中小企業の経営環境は厳しく、赤字企業が年々増加している現状では法定雇用率は上回らないのではないかと。一方企業は社員を守るために余剰人員で多角化を目指している中で、その中に障がい者を雇用してもらえないかと行政と一緒に努力していかなければならないと思います。

(島崎会長)

ありがとうございます。

就労のほうであれですけれども、資料6の第二部の各論のところの雇用のところで、福祉的

就労の支援となっていますけれども、福祉的就労という表現がこれでいいのかどうなのかということも少し検討する必要があるだろうと思います。最近、特例の子会社ですとか社会的事業所ですとか、いろいろな形で、必ずしも福祉的就労のところだけで、一般就労と福祉的就労とか、そういう形ではない形での就労形態ということになりますので、この計画の構成のところにもこのような、二つ目のところ、この表現を使うかどうかについては、少し検討が必要かと思っております。

あと、障害者基本法の改正によって、障がい者の定義の見直しが第2条でされておまして、ここでは、障がい及び社会的障壁、障がいがある者にとって障壁となるような事物、制度、慣行、観念その他一切のものによりということがこれまでの経緯と違うところで、障がい及び社会的障壁と、社会的障壁というところが入ってきている。このところ、次の計画のところでは、新潟市として障がいをどう捉えどう表記するかというところをきちんと議論して示す必要があると思うのですけれども、変わらないとするならば変わらないで、障がいの「がい」の字はひらがなでとかいう、これは継続させる。定義についてはこう捉えますということは、改正法でこうなっていますので、そのような見直しが必要ですし、社会的障壁によるということがきちんと書かれていることが今回の改正の重要なポイントですので、このところにつながる理念や目標や各論をどう作っていくかということの、これは今後の国の動向と併せて考えるときに非常に重要な要素ではないかと思っております。私は議長を務めながら発言させていただいておりますけれども、この部分が非常に重要なおところではないかと思っております。

塚野委員、もしご発言があれば。

(塚野委員)

あまりないのですが、この文書を出したということで、発言だと思っております。

資料6の次期の考え方、例えば、発達障がい者が基本法に組み込まれたから除外すると。それでいいのか。そうではないと思います。例えば、高次脳機能障がいだとか難病だとか、ほかのものがけっこうあると思うのです。基本法に載ったからすぐ除きましょうと、そんな単純なことではないと思います。今、会長から解説していただいたように、重要な部分が抜けていると思っております。

私が出した文書をごく簡単に言いますが、アンケートをこの前いただきましたが、設問内容は大変いいと思います。多分、市だけではなくて、ほかでもいろいろ検討して、これでよかろうということになったと思います。中身は大変いいと思います。障がい者でよく社会に理解されていないのは、障がい者の実態というものが、実を言うとほとんど知られていないと思うのです。アンケートなどを採って障がい者の実態は分かったつもりでいるけれども、そうではなくて、障がい者の実態とはどういうことかということ、出した資料の1番のところを書い

ておきました。どのような障がいがある障がい者かということは、障がいの種別ごとだとか障がい重いか軽い、年齢だとか性別、性別というのは、障がい者は社会で差別されているうえに、女性はまたその上に二重の差別を受けているという現状がありますから、どのような障がいがある人たちが現在、だれとどこで暮らしており、そして主に何を収入に暮らしているのか、できれば、その収入額なども調べられれば調べたほうが良いと思います。そして、何を望んでいるかということを知ることだと思っております。

個別に、各項目ごとにありますけれども、基本的に、集計するのは15歳以下と15歳以上から60歳まで、いわゆる働く対象の人と60歳以上の人。例えば、就労のところで、アンケートの集計を見ると、60歳以上が半分以上を占めている人を一緒にして、志望があるとかないとかといっても意味がないのです。対象の区分のところで分けるべきだということで、ここにたくさん書いてありますけれども、多少考慮すべき問題があるという設問をずっとあげてあります。

それから、次期の障がいをどのようにするかというと、冒頭にも私はお叱りを受けましたけれども、私が言いたいのは、他の市町村では優れた計画を持っているところがたくさんあるのです。その打診をたくさんやっています。そういうところに載っているのは、自分がすばらしいものを作ったからといって載っているのです。それを見ていいなと思ったらまねをすればいいのであって、私がここに1例としてあげておいたのは、千葉県八千代市が非常にいい計画を作っていると思いますので、このところを参考にして作ったらどうかということで、ここに書いてあります。

それから、うちの協議会は少しでもよくしていきたいと、少し現実的なものにしていきたいということで、皆さんで知恵を出し合って、よりよいものにしていく必要があると思って書いております。

今日配付いたしました2枚目のものは、理念とか思想というものがまず基本にあって、それを実現していくために具体的な施策があると思っております。市に資料があることなのですが、公立でどうなっているのかということと、本省などではどういうものを作ろうとしているのかというものを改めて知ったうえで、具体的な施策はどうあるべきかということを検討すべきだと思っております。それで、参考に内閣府の計画策定指針によると、計画に盛り込む内容と計画に盛り込むことが望ましい事項というように載っております。それから、障がい福祉計画は厚生労働省ですけれども、これは法律の中で4項目入れなさいというようになっているのです。だから、新潟市のものがそういうものと合致しているかということを確認しなければならない。市にはもっと具体的な作業状況、作成要領が来ていると思います。

最後に書いてあるのが、障がい者計画と障がい福祉計画、それから数値目標が連動している

のかということです。どうも、見ると、連動していないと。数値目標は厚生労働省がこういう方針に沿って、例えば、1割に下さいだとか何とかと言って、何か取ってつけたような印象を受けるのです。必ずそういう数値目標があれば、それを実行するためにどういう施策を作るかというところにならなければならないのは、そういうところが不足なのではないかと思いません。

それから、新潟市における現状と課題について、野村委員から提案がありました。私はあまり具体的な施設などについてはよく分からないのです。私はこの資料を見れば、新潟市は入所者を増やすのではなくて、逆に施設を減らさなければならないのではないかと、実際に思っております。これはむしろこういう課題が、詳しい資料、委員の意見が出て、多分そのとおりだと思うので、こういうものを協議会のほうできちんと意見をまとめて市に上げるなり、そういう意気込みが必要だと思います。

(島崎会長)

ありがとうございました。

それでは、第二次障がい者計画の構成については、案の前のたたき台ということで事務局からお話がありましたが、国の動きやアンケート調査によるニーズの把握等、アンケートに関しては、当事者の思いや願いということで、振り返りのところにもかなり書き込まれていたものがありますので、それを反映させていくということと、今、塚野委員からもありましたが、少しリンクしてみると。年齢やその辺のところでは取れるものがあれば少し取っていただいているということで、計画に反映させることができると思います。国の動きについては、障害者総合福祉法の骨格に関する提言が8月30日に出ていますので、そこら辺のところも含めて、今後の動きが見える形になってきていますので、その部分も基本計画については併せて入れていく必要があると思いますし、その構成案の右のほうの柱立てのところを、吹き出しを出していただいていますけれども、ここら辺、もう少し肉づけして次回出していただければと思っております。

次期計画については、次回、さらに具体的なものとして、今日の振り返りを含めて出していただけるとのことだと思いますし、それを議論していくということで、振り返りについて、具体的に、平成24年度以降どう実現させていくか。それをどういう形で計画のところにも文言としても整理して記載していくかということ、今日出た意見を事務局のほうで整理して、それを、このところに記載していくという形ででも少し出していただければと思います。そのことで確認をさせていただいて、次の③の議事に移らせていただきたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

③新潟市における障がい者の現状と課題について

特にご異存がないということで、議事の三つ目、新潟市における障がい者の現状と課題について、野村委員から提案がございましたので、野村委員から、資料7に沿ってご説明いただければと思います。それについて、ご意見、ご質問等いただければと思いますし、また、新潟市の地域自立支援協議会の会長、山賀さんからもご意見をいただければと思っております。野村委員に関連することや新潟市全体の現状と課題についてのご意見を頂戴したいと思っております。野村委員からご発言いただければと思います。よろしく願いいたします。

(野村委員)

ありがとうございます。

皆さんには、資料7ということで、私が書いたものをお手元にお配りいただいております。実は、大分前から、私のほうで待機者問題をこの機会でもお話をしております。しかし、なかなか採り上げられない問題があるものですから、今回は、この機会を通して、一つ、案として、それと、こういうことを提案したいということで出させていただきました。少し読んでいただければ分かると思いますけれども、要するに、住まいの場がないということをお願いしたいのです。それと、施設が本当に足りているのかどうかという問題です。そのことを、ぜひ、次期の福祉計画に反映させていただきたい。そのことは、先ほどのいろいろな中で出ていたと思いますけれども、資料範囲のデータというのは少ないのです。データは役所からいただいているデータしかないものですから、あとから資料3ということで出ておりますので、その辺と比較を今までしていない状況で、独自で拾ったデータです。

このデータを見てもらえれば分かると思いますけれども、新潟市と同じような人口でどの程度の人が入所しているのかということを見ていただければ、自ずと分かると思います。その辺り、資料3というのが、政令指定都市の分を新潟市が出していただきましたので、ある程度それとの比較もぜひ見ていただきたいと思います。私が見たところによると、人口数、新潟市は81万2,000人の政令指定都市でございます。福井県は80万9,000人であり、人口から見ると、入所者数が新潟の場合は630人、これもデータが出ていると思いますけれども、ところが、福井県は1,998もあったのです。今、地域移行を進めておりますけれども、新潟は地域移行どころの話ではないということをお願いしたいのです。というのは、施設が足りないから地域移行などできるわけがないのです。それプラスケアホームができたとしても、待機者がいて全然進んでいかないという現状があります。何年も続いておりますので、そのことをお願いしたいということで、少し書いてみました。

この数字を見ていただきますと、全国平均よりも新潟市は劣っている。私が見たところによると、政令指定都市における、新潟市が劣っていないということをお願いしたいのかなと思って、比較資料を出してくださったようではありますが、実際は、私が見たところによりますと、全国

計が、この数字を見れば分かりますけれども、全国の人口1億2,700万人に対して14万5,000人の方が入所しているのです。この入所者数の比率を割りますと、要するに、人口に対する入所者数です。割ってみますと、新潟県は0.03足りないのです。0.03というのは、人口をかけますと、263人くらい足りないのです。その263人というのは、大体待機者数とあうのです。新潟市そのものが最初から地域移行地域移行という話をしていてもなかなか進まないよということを私は言いたいのでございます。そのことは、表でもって確認していただきたいし、第2号表にも、この数字も私がとらえた数字ですから少しあてにならないかもしれませんが、知的障がい者、私が県に聞いたところ、平成22年4月で114人と聞いております。これは平成22年5月となっていますから少し誤差はあるかもしれませんが、待機者は依然として減っていないということが言えるかともいます。増加しているということです。それで、住まいが足りないということで、住まいを希望しているにもかかわらず、場所がなくして依然として待機者が多いということを重ねて申し上げたいと思います。

2ページ目でございます。ここにもいろいろ書いてあります。これも読んでいただければ分かると思いますけれども、先ほどのデータにも出ているように、あとでまたデータを出していただいたのを見ますと、先ほどの参考表を見ますと、私たちが知らないものがいろいろ出てきました。待機者で地域に入所された方が何人いるのかということは私どもも全然分からなかったのですけれども、今、出てきたようですけれども、これらも早く分かれば、本当にケアホームがいいのかどうかということも分かってくるというか、これがなかなか分からなかったということです。

それから、2ページの④、表2より新潟市の入所希望者、待機者は増加しています。これは同じことを言っていますけれども、新潟県域を除く地域によっては待機者が減っているところもあるのです。これは知的障がいのことを言っていますけれども、これは私ども北陸地区の知的障がい者関連の待機者調整をしているところは新潟県域のみでございます。他のところは地域移行が進んでおります。ところが、新潟市は進まないということです。

それから、私がもう一つ聞きたいのは、新潟市も調べていただいているでしょうけれども、ケアホームの待機者がどのくらいいるのか、グループホームが何人くらいいるのか。待機者の数字を私どもは分からないのです。全体の把握をもう少しするべきだと思っています。その辺がまだまだ足りない。それと、利用者の方も、入所施設とケアホームがどう違うのか分かっておりませんし、私に言わせれば、入所施設は安全性と安心感があって、この前の入所者のアンケートを見ましたら、五十何パーセントの人が出たくないとおっしゃったのです。このことは、施設はそれなりの安全であって安心感があるのです。だから、施設を出たくない人が多いわけで、新しい方がいてもなかなか施設ができない。だから、先ほど言ったように足りないという

ことを言いたいわけであります。

2番目のところに、問題1、こういう問題があることによって、今、困っていることがたくさんあります。それは、待機入所者が入れないということです。緊急の方が入れない。どういふことかと言いますと、本当に困っている人、短期入所が長期化しているのです。要するに、家に置けないというか、本当に失礼かもしれませんが、家に置けない、重い方、どうしても置けないわけですから、短期入所が固定化しているのです。そのため、私どもの施設も決まった人が毎日来ておりますので、急に入りたい人が入れないという状況が起きております。それから、同様に、重度の方、行動障がいの方、児童が本当に今困っているのではないかと思います。それから、特別支援学校が村上とかいろいろありますけれども、寄宿舍生活をされた方は、いったん戻ると自宅に居場所がないものですから、その方は一番困っております。そのようなことも救済がぜひ必要だと思っております。

もう一つ、これは施設側の問題もあるかもしれませんが、施設は能力の高い方、軽度の方もいると思います。グループホームから出て行きますと、待機者は重たい方ばかりです。ですから、その重度化になるために、なかなかケアホームを造れない状況になっているのです。この辺のことが少し分かっていないのではないかと思います。このことは2ページ目の最後に書いてあります。

3ページ目になりますけれども、私が提案したいことは、新潟市の単独事業として、夜間の住まいの場、要するに、新規の入所施設ができなければ、ケアホームでもけっこうでしょうけれども、何かその辺のケアホームを作らないといつまで経っても解消しないのではないかとということで、ぜひ、新規入所施設の整備をお願いしたいということでございます。

それから、2番目として、緊急時に受入可能な短期入所施設、これも大きなものができなかつたら、短期入所も単独短期というのは経営的に難しい話なのです。ですから、誰も作っていない状況です。しかし、それを新潟市が単独で作る、そのくらいの気構えを持ってこの計画に盛り込んでいただきたいと思います。

3番目も同じことを言っているようですので、これは私のほうで勘違いしてございまして、要するに、10人程度のケアホームが欲しいということをおっしゃっております。

それから、4番目、重度の行動障がい、重度の自閉症の方の、私どもは知的障がいのことを言っておりますので、この方の整備が急務だと思っております。そういう場合、国は入所施設の敷地内で造ることは認められておりませんが、これらが認められればありがたいということです。もしそれもだめならば、有期限、要するに、3年間の期限を持っていてもいいですから、そういうところが現に北海道の石狩にはるにれの里というものがあります。そういうところは期限をもって施設を造って3年経ったら出すということをやられて、本当に困った人

がまだまだ自宅に待機していて、対応しきれない人がおりますので、それらは3年間でもいいからそういう施設を造ってそこにおいて、もう3年間は我慢できますので、そうすると見通しがつきますので、そういう施設も必要かと思っております。

最後に、居宅関連と関係しておりましたけれども、要するに、居宅関係の仕事、先ほどもどこかに出ておりましたけれども、なかなか事業所が増えてこないのです。そのことは、報酬面で充実していただければもう少し解消できるのではないかと思っております。前から見れば相当充実しているでしょうけれども、まだまだ不足していることは、本当に私どもが見たときに、その辺のところは足りないなと思っております。そのことが、今日も山賀会長がお見えですし、また、自立支援協議会の話題として出ているようでございますので、ぜひ、このようなことを共有しながら、次期計画の中に入れていただけるようお願いしたいことと、検討会でもいいし、分科会でもいいし、そのような場でぜひこの問題をもんでいただければありがたいと思います。

(島崎会長)

ありがとうございました。

住まいの場の保証については、さまざまな、今後のあり方のところでもきちんと明記されておりますので、それを踏まえる形で、また、新潟市もこの住まいの場の保証ということ、小規模施設入所の設置でありますとかケアホームでありますとか、そういうところに向けて具体的な考え方をきちんと決めていかなければいけない、覚悟の時かなということだと思いますので、また計画のところは落とし込んでいただければと思っておりますので、市当局もご検討いただければと思います。

続きまして、新潟市障がい者地域自立支援協議会の山賀会長から、野村委員の発言に関連する部分や新潟市における障がい者の現状と課題について、ご意見等、ご発言いただければと思います。よろしく願いいたします。

(山賀会長)

今ほどご紹介いただきました、新潟市障がい者地域自立支援協議会の会長を務めております山賀と申します。どうぞよろしく願いいたします。今日は、こういう貴重な協議会に出席させていただきまして、大変ありがとうございます。

今回、私も資料を拝見させていただいて、自立支援協議会との関連についても資料2などでいろいろ載せていただいているというのは、非常に事務局のご苦勞があったかと思っております。その辺も含めまして、少ない時間ですけれども、紹介させていただきたいと思っております。

新潟市障がい者地域自立支援協議会は各区8区の自立支援協議会により構成されております。主な役割、機能なのですが、まず、やはり大事なものは、情報の共有であるというこ

と。あと、さまざまなサービス、社会実験のコーディネート、マネジメント機能、そして、必要に応じて資源開発、権利擁護などがあります。各区では、定期的に処遇困難事例についての検討や地域の福祉ニーズの掘り起こし、先ほど申しあげたように、情報の共有化に努めているところです。

おおむね3か月に1回程度開催されておりますが、開催のないときはケース会議等を行っているところが多いと聞いております。そして、各区から全体会に報告が上がってきますけれども、特に重点的に検討を必要とするものについては部会を設置しております。現在は、子ども部会、そして、子ども部会から重症心身のことについて検討する、それに特化した重症心身障がい児者に関するワーキンググループも設置されております。他にも、権利擁護部会、西区から支給決定に関する問題提起を受けて設置しました、支給決定ワーキンググループということで、今、四つの部会があるということをご理解いただきたいと思います。

簡単に、どのようなことが議論されているか、すべてではないですが、少し特徴的なところをご紹介します。子ども部会では、放課後支援、長期休暇時の放課後支援がなかなかいっばいで利用できないというような問題。あと、さきほどもありましたが、卒業後の移行支援のあり方。そして、短期入所の関連もあります。重度の障がいを持つ子どもたちの家族を支援する体制の不十分さといったことが議論されております。また、重症心身のワーキンググループでは、看護師の配置が不十分だということで、日中、活動サービスの受け入れがなかなか行き届いていないと。あと、重度の子どもたちを受け入れる施設がなかなかないと。それは先ほどの看護師との関連もあります。医療ケアを必要とする場合だと、看護師だけではなくて、総じて職員のさまざまなスキルが必要になってくるけれども、それが不十分だということ。そして、権利擁護部会では、精神障がい者を含めた成年後見制度の活用の検討と、より効果的に活用していただけるような支援体制の強化を図ること。そして、支給決定基準ワーキンググループでは、障がい者のうち介護保険で対応できない場合というのは、一定の要件を満たすと上乗せ支給を行っているのですが、それはあくまでも障害者手帳を取得している方が前提になるわけです。そうすると、手帳のない介護保険利用者の皆さんについては上乗せ支給ができないということでの不公平感が取り上げられております。

いずれにしても、今回、出席させていただいて、このような機会をいただきましたけれども、自立支援協議会でも、新潟市の福祉サービスの提供のあり方について、一定の問題提起と改善策の模索を行っているところです。施策推進協議会の議論が、理念、あるいは計画の枠組みの構築ということであれば、自立支援協議会というのは運用面に視点を焦点化した協議会かなと思っております。そういうことで、先ほども野村委員からいろいろ問題提起いただいた部分、まさに、運用面で実際にどのように、どのようなところからその辺のとっかかりができるのか

ということは、また、自立支援協議会の中でも情報提供させていただきますので、この機会に私のほうで情報提供を自立支援協議会でできるものは積極的にして、また、協議会の中でこういう議論をした方がいいのではないかといいものがあれば、そういうものを取り上げて、こちらの障がい者計画、福祉計画と、両輪の形でいければいいのかなと思っております。

(島崎会長)

ありがとうございます。

委員の皆様、お聞きになって、やはり、自立支援協議会に出ていることが、ここに出るとまた少し違った、当事者の直接的な問題だったりニーズだったり、それへの向き合いだったりということで、今、山賀会長からお話があったとおり、情報を共有しながら課題についてそれぞれ議論し、またそれをキャッチボールし合いながら計画づくりに落とし込んでいくというような、一緒に連携、協同しながら両輪として施策推進に当たり、そして計画策定も一緒にやっていくということが大事なのかなと、今、お聞きしながら思いました。

野村委員、それから山賀会長のお話のところ、何かご質問やご意見、また、報告事項がありますけれども、特にございましたら。

それぞれお聞きしたことを踏まえて、次回の協議会で計画づくりをしていきたいというように確認させていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。野村委員の発言についても、さらにどういう形で入れていくか検討していく。よろしいですか。

(熊倉委員)

野村委員から、大変ありがたいご指摘があったと思っております。

山賀会長のお話でお聞きしたいことが1点ありまして、自立支援協議会は関係者が皆参画をしているということだと思いますけれども、各障がいの当事者、というのは、各区まんべんなくということには必ずしもいかないかもしれないのですけれども、かなりの程度その辺は配慮されているのでしょうか。知的障がいの関係の当事者本人、あるいは、当事者を代表する団体、育成会だと思いますけれども、前はあまりおられなかったと思います。今、その辺をこれから増やすのか、あるいは、各区増えてきているのか、情報を何も持っていなくて、また、確か、大昔の秋田県湯沢市の講演などでいくと、当事者の参加というのがかなり強調されていたような気がするのですが、その辺を踏まえた各団体、あるいは当事者の参加の状況、これは知的障がい者だけに限らず、一般論として教えていただければありがたいと思います。

(島崎会長)

事務局から。

(事務局：小林)

自立支援協議会の事務局をやっております、介護給付係の小林と申します。

今のご質問の中で、各障がいの種別で網羅しているものは全体会だけでございます。各地区の当事者が完全にそろっているのが全体会になります。各地域の部会になりますと、当事者が入っているところといないところと、区によっては分かれております。

(山賀会長)

補足しますと、当事者と当事者団体の代表はイコールではないのです。ですので、当事者が直接入っている場合、あるいは当事者団体の代表が入っている場合というものがケースによってはそういう違いがあるということです。ただ、当事者ご自身が知的障がいとか身体の方、どれくらいの確度で入っているかということについては、残念ながら多い数ではないということです。

(島崎会長)

熊倉委員、どうぞ。

(熊倉委員)

団体の代表の方は当事者の方が普通は多いかなという気がしますが、知的障がい者の場合は、本人の表現がなかなかできないで、まだ当事者は出ていない。出ている地域も全国的にはあるかと思うのですけれども、そういう意味で、その辺もバランスを取って構成していただきたい。つまり、団体の場合は事業者であってなおかつ当事者であるということもあるかもしれませんが、やはり、当事者ももう少し増やさないと、これは例えば知的障がい関係で言えば自閉症の方とかそういった団体の方も含めてのお話と。まんべんなくというわけではないのですけれども、ぜひ、加えていただけるようお願いしたいと思います。

(島崎会長)

当事者の参加、参画ということについては、いろいろな場面で、どのような場面でも大事なことだと考えております。それはこの施策推進協議会でも同じことかもしれませんが、推進を図るということで、これも基本計画づくりのところにつながる大事なご発言だったかと思いません。

野村委員、それから山賀会長からご発言いただきました。ありがとうございます。また、山賀会長の会議へのご参加、ご出席につきましては、今後も計画策定のうえで非常に大事なことだと思います。今、両輪というご発言もありましたが、今後の推進協議会に、ぜひ、今日と同じような形でご出席いただき、ご発言いただければと思っております。委員の皆様については、このことについて、ご賛同、ご了解いただけますでしょうか。

ありがとうございます。お忙しいことと思いますが、どうぞよろしく願いいたします。

(2) その他

①作業部会報告事項

以上で、予定された議事を終了させていただきます。その他、報告事項として、基本条例の作業部会から、松永部会長のほうでご報告いただくということでございますので、松永委員からよろしくお願いいたします。資料8でございます。

(松永委員)

報告させていただきます。資料8をご覧ください。(仮称)新潟市障がい者基本条例にかかる意見集約のための作業部会の検討状況ということで、報告させていただきます。

前回のこの協議会で作業部会を設けるということになりまして、6月28日に第1回作業部会を開きまして、部会長、副部会長を決め、この中身の検討をすることになりました。条例の考え方ですとかそのへんのところを、第1回、それから第2回を7月に開催し、第3回においては、個々の条例にかかる項目について検討することになりました。現在は、作業部会では、基本条例の項目について、各委員から今月いっぱい意見を求めることになっております。それを10月の第4回部会でまとめまして、その後、1月までの間に検討して、2月のこの協議会に報告することになっています。それはこの資料を読んでもいただければ分かると思います。

(島崎会長)

松永作業部会長から報告いただきました。ありがとうございました。

開催については、施策推進協議会の委員の皆様の方へもその都度お知らせしておりますので、お時間があるときには、ぜひ、会場にお運びいただければ、また、ご意見をいただければと存じます。ありがとうございました。

事務局から、他にありませんでしょうか。

(事務局)

今回、次の障がい者計画についての構成案ということで、お示しして、いろいろな意見を頂戴したわけですが、次のステップとしては、もう少し内容を盛り込んだ骨子という形でお示しする段階かと思います。今日、いろいろな意見を頂きましたので、どういった資料でお示するかということについては、会長を含めて少し相談させていただきたいと思います。第1回目のスケジュールで、協議会を今年は何回やりますよと、次回はいつですということをお示していたのですが、やはり、始まってみると、もう少し会がほしいということで、10月にもう一度この会を開催させていただきたいと思っています。前回お示した資料では、10月には予定が入っておりませんで、その先が次回ということだったので、そういうことで、入れさせていただきたいと思うのですが、委員の皆様、お忙しいと思いますが、いかがかと思ひまして、そのことをお願いしたいと思っています。

(島崎会長)

事務局から、10月にこの推進協議会を開催したいというご提案をいただきました。私も必

要なことかと認識しておりますが、お忙しい中お集まりいただくということですので、皆様、いかがでしょうか。10月に開催ということで、予定、また、日程調整をいただいて開催させていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

特にご異存はないということで、いただきましたので、次回、10月ということで日程調整をよろしく願いいたします。長い時間を頂きましたけれども、また質問やご意見を考えるに当たってのこういう資料が欲しいということがありましたら、事務局にお出しいただいたりお尋ねいただいたりということで、ぜひ、遠慮なく出していただければと思っております。

そういうことで、4時半という時間を守りきれずに15分ほど延長してしまい申し訳ありませんでした。いろいろご意見を頂きありがとうございました。これを次回の推進協議会につなげていけるように、事務局と準備していきたいと思っております。どうもありがとうございました。

(司 会)

島崎会長、どうもありがとうございました。

以上で、平成23年度第2回新潟市障がい者施策推進協議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。